

住まい・暮らし

全国一斉成年後見相談会

●日 時 9月18日(土)
午前10時～午後3時

●場 所 栃木県司法書士会館
(宇都宮市幸町1-4)

●相談内容 成年後見(高齢者の財産管理)

●相談料 無料

●相談方法 無料

●面談
●電話(TEL)028-632-9420

●相談員 司法書士・社会福祉士

●問い合わせ リーガルサポートとちぎ支部
TEL 028(632)9420

不動産の鑑定評価無料相談会

●日 時 10月4日(月)
午前10時～午後3時

●場 所 市役所東別館1階会議室

●相談の内容 土地建物の売買、相続などにおける不動産の価格や賃貸に伴う地代、家賃、借地権の価格など

●相談員 不動産鑑定士

●問い合わせ 不動産鑑定士協会
社団法人栃木県不動産鑑定士協会
TEL 028(639)0556

猫の室内飼いのすすめ!

猫の糞尿による被害の苦情が多数ありますが、飼い猫については、飼い主のマナーや飼い方によってフン尿被害などを防げます。ノラ猫を増やさないと、飼っている方はご近所に迷惑をかけるような心がけましょう。



●猫と室内で快適に暮らす

十分な餌があり、安全で、ストレスが発散できれば、犬とは違い猫は空間をうまく使えるため、生活にあまり広い場所を必要としません。○上下運動ができるようにタワーやタンスなどがあれば良いでしょう。○猫としっかり遊んで信頼を深めましょう。

○お気に入りの場所に安心できる居場所を確保してあげましょう。

○室内飼いの基本は「トイレ」のしつけ。猫が安心できる場所に専用トイレを用意すると比較的簡単に覚えさせます。

室内飼いのメリットとして、「フン尿などによるご近所とのトラブル」「交通事故に遭う」「迷子になる」「伝染病にかかる」「望まない繁殖」などを防ぐことが出来ます。

●責任をもって飼いましょ

猫に限らず動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律において、「動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷

惑を及ぼすことのないように努めなければならぬ」と定められておりますので、しっかりと飼い主としての自覚と責任をもって飼うようにしましょう。

●所有者がわかる表示をしましょう

猫は首輪をつけないで飼う習慣が多いですが、飼い主の情報などが入っているマイクロチップを装着する方法などもあり、栃木県獣医師会では装着費の補助制度を設けております。

●ノラ猫にはえさを与えないようにしましょう

飼い主の分からない猫にえさを与えることは、その地域に住みつき、被害が集中し、近隣の迷惑につながります。また、その猫が子を産み、不幸な猫を増やす原因にもなりますので、安易にえさを与えないようお願いいたします。

●ノラ猫に困っていたら

フン尿や庭を荒らされるなど困っている方は、侵入防止として、家の周囲や通り道に動物避けの薬剤を散布するなどして対処してください。一度で効果のあるものではないかもしれませんが、猫に不快な場所だと覚えさせることが大切です。根気よく続けてください。

●飼い猫の避妊手術費の補助制度

市では、飼い猫の避妊手術費の一部を補助しております。望まない妊娠を防ぎ、不幸な猫を増やさないように、繁殖制限に努めてくだ

さい。

●問い合わせ

生活環境課市民生活係
TEL (23) 8706

台風シーズンを迎え 樹木の適切な管理を!

●道敷に樹木が張り出していませんが、樹木が車道や歩道に倒れたり枝が折れて落下したために、通行人がけがをしたり車が破損した場合、被害者から損害賠償を請求されることがあります。

●樹木を適切に管理していますか。

樹木が道路を覆ったり、道路に張り出したりすると、車の視界をさえぎり事故の発生につながります。所有者または管理者の方には樹木の適切な管理をお願いします。

●次のような行為はしないでください。

道路敷に看板やのぼり旗などを置いたりすると、街並みや景観が悪化するだけでなく、歩行者や車の通行のさまたげとなり、大変危険です。



●問い合わせ

栃木県大田原土木事務所道路保全課
TEL (23) 6543
大田原市維持管理課道路管理係
TEL (23) 8717